

## 職 務

- 民生委員は調査・実態把握、相談支援を行うほか、各種行事への参加協力や自主的な地域福祉活動等、幅広い活動を行っている。

＜民生委員法の規定(第14条)＞

- ① 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
- ② 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- ③ 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと
- ④ 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- ⑤ 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
- ⑥ その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

- 最近では、ふれあいいきいきサロンなどの小地域活動や災害時の要援護者支援などに活動の場を広げている。

- なお、近年、住民意識の変化や個人情報保護法への過剰反応などから、民生委員への情報提供が円滑に行われない等の状況が生じてきていることから、本年8月、厚生労働省より都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長に対し、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」を通知。